

令和3年度もっと県産材を使おう応援事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 県は、愛媛県補助金等交付規則（平成18年愛媛県規則第17号）に定めるほか、この要綱に定めるところにより、別表に掲げる事業主体（以下「事業主体」という。）が実施するもっと県産材を使おう応援事業（以下「事業」という。）に要する経費に対し、予算の範囲内でもっと県産材を使おう応援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、事業主体が実施する県産材の普及啓発活動を支援し、県産材を内装等、目に見える形で活用する木造住宅の建築促進を図ることを目的とする。

(事業内容及び採択の条件)

第2条 事業内容及び採択の条件は、別表に掲げるとおりとする。

(補助金の交付申請)

第3条 事業主体は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

2 事業主体は、前項の申請書を提出するに当たって、交付を受けようとする補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する課税仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合については、この限りでない。

(補助金の交付決定)

第4条 知事は、前条の規定による補助金交付申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適當と認めたときは、必要な条件を付して補助金の交付を決定し、速やかに事業主体に通知するものとする。

(補助事業の変更承認申請)

第5条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた事業主体（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）について、次の各号のいずれかに該当する変更をしようとするときは、あらかじめ事業変更承認申請書（様式第2号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業の内容の変更をしようとするとき。
- (2) 補助金額の増減をしようとするとき。

2 第3条第2項の規定は、前項の場合について準用する。

(補助事業の中止及び廃止)

第6条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ事業中止（廃止）承認申請書（様式第3号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(状況報告)

第7条 補助事業者は、補助金の交付の決定に係る年度の10月31日現在において事業遂行状況報告書（様式第4号）を作成し、11月20日までに知事に提出しなければならない。

(実績報告)

- 第8条 補助事業者は、補助事業完了後、速やかに事業実績報告書（様式第5号）に関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。
- 2 第3条第2項ただし書きにより交付申請をした補助事業者は、第1項の書類を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して提出しなければならない。
- 3 第3条第2項ただし書きにより交付申請をした補助事業者は、第1項の書類を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合には、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を仕入れに係る消費税等相当額報告書（様式第6号）により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

(補助金額の確定)

- 第9条 知事は、前条に規定する事業実績報告書を受理した場合は、その内容を審査し、所定の検査を行い、適當と認めたときは、補助金の額を確定し、その旨を補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

- 第10条 前条の規定により補助金の額の確定通知を受けた補助事業者は、補助金精算払請求書（様式第7号）を知事に提出しなければならない。

(補助金の交付)

- 第11条 知事は、前条の規定による精算払請求書を受理した場合は、補助金を交付するものとする。

(補助金の概算払)

- 第12条 知事は、前2条の規定にかかわらず、補助事業の実施上必要と認めたときは、補助金の一部又は全部を概算払いすることがある。
- 2 補助事業者は、概算払いの交付を受けようとするときは、補助金概算払請求書（様式第8号）に、関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(関係書類の保管)

- 第13条 補助事業者は、補助事業に係る収入支出の帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(書類の経由)

- 第14条 この要綱により知事に提出する書類は、事業の対象とする木造住宅の所在地を所管する地方局長を経由して提出するものとする。

(その他)

- 第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年5月31日から施行し、令和4年3月31日限りでその効力を失う。なお、令和4年3月31日までに交付決定された補助金については、翌年度以降においても、その効力を有する。

別表(第1条及び第2条関係)

もつと県産材を使おう応援事業の事業内容、採択の条件

事業主体	事業内容	補助対象	補助金額	採択の条件		
県内に本社や営業所等を有する法人又は個人事業主	事業主体が実施する、事業産業に係る活動等による、事業主体が実施した信活動を係り、事業の啓発を、県住民及支事材(戸建)等による、事業主体が実施する本社は、事業の啓発を、主に住宅活動する、県内に本社や営業所等を有する法人又は個人事業主	事業主体に対する200千円を上回ることとする。 事業の対象とする木造住宅(戸建住宅、モーテルハウス)は、次の条件を満たすこととする。	① 事業費は200千円を上回ることとする。 ② デルハウス)は、次の条件を満たすこととする。	事業主体が県内に建築した木造住宅 延床面積80m ² 以上かつ、下記に掲げる主要部材に概ね80%以上県産材を使用した木造住宅内装材等に県産無垢材を30m ² 以上使用する。 アイ		
(注) 県産材とは、県内で生産又は加工・流通するスギ、ヒノキ、アカマツ、クロマツ等である。				<table border="1"> <tr> <td>主要部材</td> <td>土台、大引、根太、通柱、管柱、間柱、桁、梁、筋交い、小屋束、檁木、母屋、垂木、木造軸組耐力パネル、CLT</td> </tr> </table>	主要部材	土台、大引、根太、通柱、管柱、間柱、桁、梁、筋交い、小屋束、檁木、母屋、垂木、木造軸組耐力パネル、CLT
主要部材	土台、大引、根太、通柱、管柱、間柱、桁、梁、筋交い、小屋束、檁木、母屋、垂木、木造軸組耐力パネル、CLT					

様式第1号（第3条関係）

年度 もっと県産材を使おう応援事業費補助金交付申請書

第 号
年 月 日

愛媛県知事

様

住 所
申請者 名 称
代表者職氏名 印

年度においてもっと県産材を使おう応援事業を下記のとおり実施したいので、 年度もっと県産材を使おう応援事業費補助金交付要綱第3条の規定により、補助金 円を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

記

1 事業の目的

2 事業費総括表

(単位：円)

区 分	事業費	負 担 区 分		備 考
		県補助金	その他の	
もっと県産材を使おう応援事業				
計				

3 収支予算書

(1) 収入の部

(単位：円)

区分	予算額	摘要
県補助金		
その他		
計		

(2) 支出の部

(単位：円)

区分	科目	予算額	摘要
もっと県産材を 使おう応援事業			
計			

4 事業完了予定年月日

年 月 日

5 補助金算定調書

(単位：円)

区分	補助対象額等	補助金額
もっと県産材を 使おう応援事業		
計		

6 その他

添付資料 事業費の積算資料等

責任者・担当者記入欄

本件責任者（職氏名・連絡先）	
担当者（職氏名・連絡先）	

(注) 押印を省略する場合は、本件責任者及び担当者の職氏名・連絡先を記入し、電子メールにより県（地方局）の担当者及び県（地方局）・申請者双方の上席者を宛先として提出すること。

様式第2号（第5条関係）

年度 もっと県産材を使おう応援事業変更承認申請書

第 号
年 月 日

愛媛県知事

様

住 所

申請者 名 称

代表者職氏名

印

年 月 日付け愛媛県指令 第 号で、補助金交付決定の通知があったもと県産材を使おう応援事業を、下記のとおり変更したいので、年度もと県産材を使おう応援事業費補助金交付要綱第5条の規定により、その承認を申請します。

記

責任者・担当者記入欄

本件責任者（職氏名・連絡先）	
担当者（職氏名・連絡先）	

（注）

- 1 記の記載要領は、補助金交付申請書の様式に準ずるものとし、その場合、「事業の目的」を「変更の内容及び理由」とすること。
- 2 本申請は、変更前（上段）と変更後（下段）の欄を設けて内容が容易に対比できるように作成すること。
- 3 押印を省略する場合は、本件責任者及び担当者の職氏名・連絡先を記入し、電子メールにより県（地方局）の担当者及び県（地方局）・申請者双方の上席者を宛先として提出すること。

様式第3号（第6条関係）

年度 もっと県産材を使おう応援事業中止（廃止）承認申請書

第 号
年 月 日

愛媛県知事 様

住 所
申請者 名 称
代表者職氏名 印

年 月 日付け愛媛県指令 第 号で、補助金交付決定の通知があつたもと県産材を使おう応援事業を中止（廃止）したいので、 年度もと県産材を使おう応援事業費補助金交付要綱第6条の規定により、その承認を申請します。

記

1 事業の中止（廃止）の理由

2 中止の期間（廃止の時期）

責任者・担当者記入欄

本件責任者（職氏名・連絡先）	
担当者（職氏名・連絡先）	

（注） 押印を省略する場合は、本件責任者及び担当者の職氏名・連絡先を記入し、電子メールにより県（地方局）の担当者及び県（地方局）・申請者双方の上席者を宛先として提出すること。

様式第4号（第7条関係）

年度 もっと県産材を使おう応援事業遂行状況報告書

第 号
年 月 日

愛媛県知事 様

住 所
報告者 名 称
代表者職氏名

年 月 日付け愛媛県指令 第 号で、補助金交付決定の通知があつたもと県産材を使おう応援事業の遂行状況について、 年度もと県産材を使おう応援事業費補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり報告します。

記

総事業費（円）	10月31日までに完了したもの		11月1日以降に実施するもの		備考
	事業費（円）	進捗割合（%）	事業費（円）	事業完了予定年月日	

様式第5号（第8条関係）

年度 もっと県産材を使おう応援事業実績報告書

第 号
年 月 日

愛媛県知事 様

住 所
報告者 名 称
代表者職氏名 印

年 月 日付け愛媛県指令 第 号で、補助金交付決定の通知があった
もっと県産材を使おう応援事業の実績について、 年度 もっと県産材を使
おう応援事業費補助金交付要綱第8条の規定により、関係書類を添えて報告しま
す。

記

1 事業の成果

2 事業費総括表

(単位：円)

区分	事業費	負担区分		備考
		県補助金	その他	
もっと県産材を 使おう応援事業				
計				

3 事業実績

4 収支精算書

(1) 収入の部

(単位：円)

区分	精算額	摘要
県補助金		
その他		
計		

(2) 支出の部

(単位：円)

区分	科目	精算額	摘要
もっと県産材を 使おう応援事業			
計			

5 事業完了年月日

年 月 日

6 補助金算定調書

(単位：円)

区分	補助対象額等	補助金額
もっと県産材を 使おう応援事業		
計		

7 その他

添付資料 事業実績を取りまとめた書類や写真等

責任者・担当者記入欄

本件責任者（職氏名・連絡先）	
担当者（職氏名・連絡先）	

(注) 押印を省略する場合は、本件責任者及び担当者の職氏名・連絡先を記入し、電子メールにより県（地方局）の担当者及び県（地方局）・申請者双方の上席者を宛先として提出すること。

様式第6号（第8条関係）

年度もっと県産材を使おう応援事業費補助金
に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書

第 号
年 月 日

愛媛県知事 様

住 所
報告者 名 称
代表者職氏名 印

年 月 日付け愛媛県指令 第 号で、補助金交付決定のあった、 年度
もっと県産材を使おう応援事業費補助金について、 年度もっと県産材を使
おう応援事業費補助金交付要綱第8条第3項の規定により、次のとおり報告します。

記

1	補助金交付要綱第8条の規定による補助金の額の確定額 (年 月 日付け第 号による額の確定通知額)	金 円
2	補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額	金 円
3	消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係 る消費税等相当額	金 円
4	補助金返還相当額 (3 - 2)	金 円

責任者・担当者記入欄

本件責任者（職氏名・連絡先）	
担当者（職氏名・連絡先）	

(注) 押印を省略する場合は、本件責任者及び担当者の職氏名・連絡先を記入し、電子メ
ールにより県（地方局）の担当者及び県（地方局）・報告者双方の上席者を宛先として
提出すること。

年度 もっと県産材を使おう応援事業費補助金精算払請求書

第 号
年 月 日

愛媛県知事

様

住 所
請求者 名 称
代表者職氏名 印

年 月 日付け愛媛県指令 第 号で、交付決定の通知があった 年度
度もっと県産材を使おう応援事業費補助金について、 年度もっと県産材
を使おう応援事業費補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり請求しま
す。

記

一金 円也

内訳	交付決定通知額	金	円也
	概算払受領済額	金	円也
	今回請求額	金	円也

責任者・担当者記入欄

本件責任者（職氏名・連絡先）	
担当者（職氏名・連絡先）	

(注) 押印を省略する場合は、本件責任者及び担当者の職氏名・連絡先を記入し、電子メ
ールにより県（地方局）の担当者及び県（地方局）・請求者双方の上席者を宛先として
提出すること。

様式第8号（第12条関係）

年度 もっと県産材を使おう応援事業費補助金概算払請求書

第 号
年 月 日

愛媛県知事 様

住 所
請求者 名 称
代表者職氏名 印

年 月 日付け愛媛県指令 第 号で、交付決定の通知があつたもと
県産材を使おう応援事業費補助金について、 年度もと県産材を使おう
応援事業費補助金交付要綱第12条の規定により、下記のとおり請求します。

記

一金 円也

内 訳	交付決定通知額	金	円也
	既受領済額	金	円也
	今回請求額	金	円也
残 領	額	金	円也

責任者・担当者記入欄

本件責任者（職氏名・連絡先）	
担当者（職氏名・連絡先）	

- (注) 1 概算払を必要とする理由を添付すること。
2 押印を省略する場合は、本件責任者及び担当者の職氏名・連絡先を記入し、電子
メールにより県（地方局）の担当者及び県（地方局）・請求者双方の上席者を宛先と
して提出すること。